

Title	唐代士族の家法について
Sub Title	The familial code and practices (家法) maintained and observed by each family of gentry of the T'ang period
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryoji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.84- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0084">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0084</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 唐代士族の家法について

竹 田 龍 兒

### (一)

北齊の博陵王濟が清河の崔悛の妹を妃として迎へることとなり、朝廷からは中使が同家へ差し遣された。その際、婁太后は件の使者に向つて「崔家の笑ひものにならぬ様禮法にはくれぐれも氣をつけておくれ」と注意を與へたことが北齊書の崔悛傳に見えている。相手が當時に於ける屈指の名族である上に「吉凶儀範爲當世所稱」と記されている程の禮法の名家でもあつたから、帝室もこれに對しては一目を置いてをり、常に格別の心遣ひがなされていたものゝ如くである。

一體に六朝時代は禮制に關する論議の最もやかましかつた時代であつたと言へるであらう。崔悛や崔謙などのやうな特に禮法を以て當世に著聞していた人は言ふに及ばず、すべて當時の政治・文化の擔當者を以て自ら任じていた士族達は地下人の眞似び難いまでに高度に洗練された禮法の體得者であり實踐者であるといふ意識乃至は自負を懷いていた。

その傳統は唐代にまで受繼がれてをり、唐にあつても禮法は世族の表看板、否往々にして一枚看板たる觀さへあつた。六朝以來の舊族が禮法を以て世人の尊敬を博していたことの明證には決して乏しくないが、次に引く宣宗とその公主達に關する挿話が就中有名である。

長女の萬壽公主のために降嫁先を物色中であつた宣宗は白敏中の奏に基いて滎陽の鄭顥に白羽の矢を立てるに至つた。ところが鄭顥は范陽の盧氏と婚を通じようとしてをった際として心に敏中を怨むこと甚しいものがあつたので、それを知つた敏中は爾來鄭顥のために復讐されるのではないかといふ脅迫觀念に惱まされねばならなかつたと傳へられる。ところで通鑑は例の萬壽公主に關して左の如き興味ある記事を載せている。

顥の弟顥嘗て危疾を得たり。上、使を遣はして之を視しむ。還るや公主何くに在りしやと問ふ。曰く、慈恩寺に在りて戲場を觀ると。上、怒り歎じて曰く、我、士大夫の家の我が家と昏を爲すを欲せざるを怪しみしが、良に以あるなりと。丞スミヤかに命じて公主を召して宮中に入れ、之を陛下に立たせ之を視ず。公主懼れ、涕泣して罪を謝す。上、之を責めて曰く、あに小郎病めるに往きて省視せずして乃ち戲を觀るあらんやと。遣りて鄭氏に歸らしむ。是に由りて上の世を終るまで貴戚皆競競として禮法を守ること山東の衣冠の族の如し（卷二四八、大中二年十一月の條）。

山東の衣冠の族とは、滎陽の鄭氏・清河の崔氏・博陵の崔氏、范陽の盧氏らの如き第一流の名族をはじめとして、何れも傳統的な家風を有し、代々高官を出してきた河北・山東・河南方面出身の士族達を指すものであることは言ふまでもない。

宣宗の次女の永福公主に關しても唐語林や唐書（卷八三）に次の如き記事が見出される。

唐代士族の家法について（竹田龍兒）

宣宗の時、前進士の于琮選ばれて永福公主に尙す。……事忽ち中止せらる。丞相、聖旨を上審す。上、曰く、此の女子、近ごろ與に會食せしに、朕に對して輒ち七筋を折れり。性情此の如し、恐らくは士大夫の妻となるべからずと。

尋いで改めて琮、廣徳公主に尙せり。亦上の次女なり(唐語林卷一)

宣宗に言はせれば永福公主のやうな「がさつ者」は禮法のやかましい士族の家庭に入る資格はないといふのである。

これによつても所謂士族なるものは社交上は固より、その日常の家庭生活に於ても常に禮法を遵守すべきものであると觀念されていたことが知られる。血統による差違を除けば教養の有無といふことが士庶を區別すべき殆んど唯一の根據であつたから、強い士族意識の持主である彼らが力めて禮法を尊重する態度に出たのは蓋し當然であらう。

隋唐の統一帝國の成立によつて舊來の世族の勢力は次第に國家權力に超克されて行つた。すでに官界に於けるその特權的地位を失つて了つていた彼らは更に安史の亂の一撃に可成りの痛手を蒙つたことは見逃し難く、亂後如何にしてその門戸を維持經營してゆくかといふ悩みが深刻化して行つたと推測せられる。當時のあの激しい社會の變動に遭遇した彼ら世族は如何にこれに對處して行つたであらうか。これは確かに考究に値する問題と思はれる。この問題はすでに宇都宮清吉氏<sup>②</sup>によつて逸早く取り上げられてをり、また最近では守屋美都雄氏が「六朝時代の家訓について」と題する論考の中でこれに觸れてをられ、共に筆者を啓發するところ大なるものがあつたが、なほ論ずべき點が残されている様にも感ぜられるので筆者もその驥尾に附していさゝか兩氏とは異つた角度からこの問題を考察してみようと思ふ。

## (一)

唐書の列傳や唐人の筆になる墓誌・行狀などを讀むと、某氏は家法が「清嚴」であるとか「修整」であるとか言つた風に、しきりと士族の家法を讚美せる文章に出會う。時には實例まで舉げてその家の家法の優れている所以を言葉を極めて稱讚しているのも見出される。

一體家法とは或る特定の家族員の間で代々遵奉されてきていたところの定つた生活規範の謂に他ならない。その内容は家訓・家憲・家戒・家規などの形で與へられていることもあれば、また不文律のまゝに「傳統的な生活態度」として所謂家風を形成しているに過ぎない場合もあり得た。その何れの場合にあつても、それが實踐的な生活規範として、多かれ少かれ家族員を拘束する力をもつていたのが普通である。

唐代の士族の間に於て家法意識が大いに強調されてきている事を守屋氏は指摘してをられる。私もその説には賛成であるが、士族の間に家法意識が盛り上つてきているのは中唐以後の様に思はれる。先づ唐代に於ける家法關係の記事を年代的に考察してみるとその多くは安史の亂以後に屬するものなることに氣が附く。安史の亂以前のものとしてはわづかに張知審に關する記事を擧げ得るに止まる。

張知審は唐書によると幽州方城の人で、兄弟五人とも優秀な成績で明經科に合格している。彼はその三番目で、高宗の末年に監察御史に拜せられ、中宗復位の後に東都留守、華州刺史、大理卿などを歴任して開元年間に八十歳の高齡で歿した。「その爲人は敏亮で、當時請謁によつて進まんことを求めたり、不才にして位を冒すものが多いのを惡み、之を視ることあたかも讎の如くであつた。そして常に子孫達を敕いさしめて經義に明かでない者には擧に應ずるを許さなかつた。」と唐書は記したる後、「家法稱すべし」とだけ甚だ簡単な讚辭を添へている。武后以來、官場や擧場の腐敗目に余るもの

がある中であつて彼の一族だけが例外であつたといふので、その教育方針なり生活態度なりが、つまりはその家法が頗る稱揚に値すると認められたのであつた。

張知審に次いで章陟・蕭嵩・崔祐甫らがいる。何れも安史の亂の前後に跨る頃の人達である。先づ章陟について述べれば、彼は有名な京兆の章氏の出で、一代の硬骨漢と謳はれた宰相章安石の子である。章陟は「門地が豪華で、早く清列を踐み、侍兒閹闈、左右に列侍する者十數、衣書藥食みな典章あり、而して輿馬僮奴は、勢王家主第に侔し」(舊唐書卷九二)と稱せられた程の權豪の家であり乍ら、子弟の教育は頗る嚴格であつたと傳へられる。唐書の傳によれば、

家法は修整なり。子の允を敕しめて學に就かしめ、夜分に之を視、その勤むるを見れば且日の問安に色必ず怡ぶ。稍怠れば則ち堂下に立たしめて與に語らず。家僮數十ありと雖も、然も賓客に應門するは必ず允これを主<sup>ツカサ</sup>とする(卷一二

二)

とあつて、御大家にあり勝な放任主義や他人任せはやらす、飽くまでも嚴格な教育を施すことにより、士大夫たるに適はしい教養を身につけさせると同時に無事に家運を保持してゆけるだけの人物に育て上げたいと欲していたものと推測される。

蕭華は後梁の明帝の子で唐室創業の際の功臣である蕭瑀の從子釣なるものゝ曾孫に當り、「謹直方雅にして家法あり」(唐書卷一〇一)と稱せられたが、肝心の家法の内容に關しては何ら具體的な事實は知られていない。けれども彼の安史の亂の際に於ける出處進退の立派さや宦官李國輔との關係などから判斷するに、その日常生活の如きも必ずや節度のあつたものであつたに相違あるまいと思ふ。

次には崔祐甫であるが、舊唐書は祐甫の父の沔について「沔すでに禮經を善くし、朝廷疑議ある毎に皆決をこれに取る」(卷一八八)と、その禮經に通曉していたことを説き、ついで「儉約もて自ら持し、祿稟は宗族に隨ひ散じ、居宅を治めず、嘗て陋室銘を作りて以て志を見はず」と記している。

更に唐語林によれば「開元天寶の間、家法を傳ふる者は、崔沔の家學と崔均の家法」と謳はれたと傳へられる。この二人の名は兩唐書には見當らず恐らくは誤寫ではないかと思はれ、殊に崔沔は崔沔に相違あるまいと考へる。果してさうだとすれば當時「崔沔の家學」と稱せられたものは禮經に關する學に他ならなかつた筈である。子の祐甫に關する唐書の記載も「世々以禮法爲聞家」という敘述で始まつていて、禮法の家としてのその名聲は一世に高かつたことが知られる。彼は安祿山が洛陽を陥れた際に矢石を冒して家廟に入り木主を背負つて逃げたという逸話の持主である。亂後、中會舍人に拜せられたが、剛直で屢々禮制に關して宰相の常袞と論争していさゝかも譲らなかつたので、その惡むところとなり潮州の刺史に貶せられた。後に徳宗によつて召し還されて中書侍郎となり大いに人事の刷新と綱紀の肅正とに力を致さんとしていたが建中元年に六十才で病歿した。それより三年後の建中四年に例の朱泚が長安に叛して大秦皇帝を稱した際に、祐甫の妻も賊中に陥るに至つた。これを知つた朱泚は嘗て祐甫と同列であつた舊誼により彼女に繒帛菽粟を届けて寄越した。それを受け取つた彼女はそれらすべてを緘鏽して置いて天子の還幸を待つて奉つたので「士君子は益と其の家法を重じた」と唐書は記している。因みにこの婦人は後述する京兆の韓氏の出であることを附記して置きたい。同じく清河の崔氏に屬するものに崔倕父子がをつて、「總麻親三世同襲し、貞元以來家法を言ふ者、倕を以て首となす」(唐語林卷一)とも「三世一襲し當時治家を言ふ者は其の法を推す」(唐書卷一六三)とも言はれ、宣宗をして「鄆

一門の孝友は士族の法となすべし」と讃歎せしめている。しかも崔氏の家法は、侄の第三子郾の傳に「家に居るや怡然たり。子弟に訓へざるに子弟自ら化す」(唐書)とあるところを以てみると、權力主義的統制によるものではなくて教化主義的傾向を帯びたものであつた如くに認められ、この點諸家のそれに比して著しい特色が存する様に考へられる。

(三)

德宗の貞元年間に右の崔氏と並んでその家法を稱せられたものに懷州の穆氏と京兆の韓氏とがあつた。即ち唐書の穆寧傳に

韓休の家、子姪を訓ふること至つて嚴なり。貞元の間、家法を言ふものは韓・穆二門を尙びしと云ふ

とあるのがそれである。韓休は玄宗の朝に宰相たりし人で、それに浩洽洪法澁渾洄の七子がをつた。安祿山が京師を陥れた際、賊はこれに逼るに官職を以てしたが、遂に肯ぜずして密かに逃れて行在に赴かんとして賊の禽へるところとなり、浩洪・渾の三人と洪の四子とが一時に害せられ、時人をして流涕せしめたと傳へられている。休の第五子の澁は宰相の子でありながら、衣裘菌衽は十年に一度新調するだけであり、住居の如きも風雨を凌ぐに足るに過ぎない有様で彼が四十年間に愛用した乗馬はわづかに五頭のみという節約振りで、大いに勤儉の美名を博していたが、晩年に及んでいさゝか疆肆の振舞があつたため却つて若い頃の心情に疑念を挟むものがをつたとも言はれる。

澁の子の臯は、資質重厚にして大臣の器ありと稱せられ、杭州の刺史を経て尙書右丞に拜せられたが、當時例の王叔文一派が權を専らにしていたのを悪んで近親の者に「我は新貴に事ふる能はず」と憤懣の意を洩したため左遷の憂目を



みるに至つた。「新興官僚なんぞに威張られて堪るものか」と苦々しげに吐き出す様に言つた彼の言葉の中にはやはり家柄への自負がひそんでいて感ぜられる。この韓氏が禮法を以て當時に著聞していたことは諸書に見えているが、こゝには東觀奏記から次の文を引いて置こう。

貞元元和以來、士林の家の禮法の嚴整なることは韓臯・柳公綽・柳仲郢を以て稱首となす。

さて次には韓氏と並稱されている穆氏について述べなくてはならない。穆寧は懷州河内の人で、少くして明經に擢でられ、鹽山の尉を授けられたが、幾何もなく安祿山の亂の勃發をみた。彼は義を唱へて兵を擧げ、ついでその長子を母方の叔父に托し置いて自身は平原の太守顏真卿の許に身を投じ相共に危難を定めんと圖つた。然るに真卿は彼の計を用うることが出來ず遂に郡を棄てて鳳翔に奔つたので彼も彼地に赴き諫議大夫に拜せられた。然し官吏としての彼の閱歴は余り華々しいものはなく、德宗の貞元年間に祕書監を以て致仕している。舊唐書には

寧學を好み諸子に教ふ。家道は嚴を以て稱せらる。……毎に諸子を誡めて曰く。我聞く君子の親に事ふるには志を養ふを大となすと。道を直くするにあるのみ。慎しみて諂ひをなすことなかれ、我の志なりと。(卷一五五)

とあつて、略々その爲人を想見するに足る。彼の家は「世々儒を以て聞えた」家柄で、父の元休は洪範外傳十篇を撰して奉り、玄宗から帛を賜り官を授けられている位だから、子の寧が學を好み子弟の教育に極めて熱心であつたのもまた故なしとはしない譯である。大曆七年に崔祐甫の撰した穆氏四子講藝記<sup>④</sup>にもそれについて次の如く記している。

嘗て聞く、迺祖安陽府君洪範九疇に傳し天人の際を究むと。賛ら嚴訓を祇荷し祖德を述修せば穆氏の門大ならざんと欲するも得べからざるなり。

寧には贊・質・員・賞の四子があり、その「家行と人材は搢紳の仰ぐ所たり。……家法は清嚴にして贊兄弟は指使答責を奉ずること僮僕の如し。贊最も孝謹なり。……近代士大夫の家法を言ふ者、穆氏を以て高しとなす」と稱せられた。唐書には寧が「家訓を課し諸子をして一通せしめた」とあるが、その内容は残念ながら今日に傳つていない。

一方家法の清嚴を以て聞えたこの穆氏のことを痛烈に皮肉つた一文が存していることは甚だ興味深いものがある。唐語林の補遺に收められている次の一文がそれである。

貞元の初、穆寧和州の刺史たり。其の子の故の宛陵尙書(贊)及び給事(質)寧の前に列す。時に穆の家法最も峻なり。寧諸子に命じて饌に直らしめ、稍意の如くならざれば則ち之を杖つ。諸子、直の日に至れば、必ず珍異を探求して鼎俎を羅列するも、或は意に中らざれば未だ嘗て答箠を免れず。一日給事饌に直る。鼎前に熊白及び鹿脩あり。曰く、白は肥えたれども脩は瘠せたり、相滋すれば其れ宜しからんかと。遂に試みに白を以て脩を裹みて改めて進めしに、寧果して飯を再びせり。宛陵の諸季これを視て喜び色に形れて曰く、たゞに答を免れしのみならず、兼ねてまさしに賞を受くべしと。寧、飯訖りて曰く、今日は誰れの直ぞや、杖を與ふべし、俱に來れ。かゝる佳味あるに奚んぞ之を進むるの晚きやと。

思ふに、この一文は「兄弟指使答責を奉ずること僮僕の如し」と喧傳されていた當時の風評に基き、そのいさゝか家法を賣物にせる觀あるを諷刺せんがために、これを戲畫化したものと解される。

## (四)

最後に、牛僧孺をして「名教を積習するに非ずんば、安んぞ能く此に及ばんや」(舊唐書卷一六五)とその家法を歎賞せしめている柳仲郢一門について述べることにする。柳仲郢の祖父は子温といひ、京兆華原の人で丹州の刺史たりしことがあつた。彼に公綽・公權・公諒の三子があり、公綽の子が即ち仲郢である。

公綽は「性謹重にして、動は禮法に循ふ」と稱せられ、家は甚だ貧しかつたが、それでも千卷の藏書があり、書を読むにも聖賢の書以外は讀まず、文を作るにも浮靡を排してひたすら清澄を旨とした。十八才で制舉に應じて賢良方正直言極諫科に登り、祕書省校書郎を授けられたが、二十一才の時、更に賢良方正科に合格して渭南の尉に拜せられた。彼は天資仁孝で「初め母崔夫人の喪に丁<sup>ア</sup>るや、三年沐浴せず、繼親薛氏に事ふること三十年。姻戚すら公綽が薛氏の所生に非ざるを知らざるなり」(舊唐書)とある他、唐語林にも

僕射柳元公の家行は士大夫の儀表たり。大官に居りながら繼親薛夫人を奉ずるの孝は凡て事布衣の時に異ならず、薛夫人の左右の僕使すら小字を以て公を呼ぶ者あるに至れり。性嚴重にして、外に居るときは下輩常に惕懼せるに、薛夫人の側に在りては未だ嘗て顔色を嚴しうして家人を待たず、恂恂として小子弟の如し。内外を敦睦すること當世に比なく、宗族窮苦して告ぐる無く公に因りて存立する者甚だ衆し

とあつて、その謹慎孝順な爲人と、如何に彼が族生活の維持發展に心を用ひたかを傳へている。小學外篇にも彼の日常生活の一端を窺ふに都合のいゝ記事が見えている。

「唐の河東節度使柳公綽は公卿の間でも家法を以て最も名高かつた。柳家の中門の東に一小齋があつて、彼は朝謁の日以外はいつも早朝からそちらへ行くことにしていたので、子の仲郢らは皆束帶して中門の北のところまで朝の御機

嫌伺ひに出向く習はしであつた。すべての用件を片付けるのも、お客に會うのも、弟の公權らと會食するのもこゝに於てであり、殆んど終日この小齋を離れることはなかつた。夜になつて燭が點されると、彼は子弟の誰れかに命じて經書か史書を執らしめ、それを一讀し了るとこんどは居官治家の法について語つて聞かせたり、文を論じたり、琴を聽くなどして時を過し、十時頃になると母屋に歸つて床に就くのを日課としていた。子供達はその際また中門の北まで挨拶に出かけてゆくのだつた。かくの如きこと凡そ二十余年、その間一日として變更をみたことがなかつたといふ。

(中略)公綽の歿後も仲郢は忠實にその法を守り、叔父の公權に事へること恰も父に事へるが如くにし、病氣が甚しい時でもない限り、束帶をつけないで公權に見えることはなかつた。京兆尹や鹽鐵使になつても、街上で公權に行き會へば必ず下馬して笏を持つて立ち、公權の通り過ぎるのを待つて始めて馬に乗るといふ有様であつたので、公權の方からやめてくれる様にと申し入れたが、仲郢は遂に改めることを肯じなかつたといはれる。」

彼仲郢に關して舊唐書は「禮法を以て自ら持し、私居にも未だ嘗て拱手せずんばならず、内齋にても未だ嘗て束帶せずんばならず、三たび大鎮となりながら既に名馬なく、衣には香を薰ぜず、公より退けば卷を布きて晝夜を捨てず」と記し、唐書もまた「父の風あり、内齋に私居するるときも束帶して色を正せり。公綽の家は韓滉と埒し」と述べている。

この柳氏と韓氏とは禮法の點で双璧であつたばかりでなく、柳公綽の妻は韓臯の女であつたから兩家は實に姻戚の間柄にあつたわけである。

守屋美都雄氏は前記の論文の中に宋の禹永卿の嬾眞子からもと柳公綽の家に使はれていたことのある婢に關する物語を引用しておられるが、その話といふのは柳氏を去つて新たに韓金吾の家に奉公することゝなつた件の婢が、吳服屋を

相手に綾の値を掛け合っている主人の姿を窓の隙間からかい間見て早くも愛憎をつかし、中風の眞似をして地に打仆れてみせたが、當家の人達に怪まれて、「我曾て柳家の郎君に服事せり。豈、賣絹の牙郎に服事するに忍びんや」と終に本心を吐露して了うことになるのである。それについて嬾眞子の著者は「其の標韻かくの如し。想ふに柳家の家法清高にして塵垢ならず、故に侍妾賤婢すら之に化し、乃ち此の如きに至れるを見る。今の士大夫の妻と雖もこの識ある者は少し、哀しいかな」と口を極めて賞讃している。この話は北夢瑣言や太平廣記にも見えてはいるが、婢の舊主人は公綽ではなくて子の仲郢となつている。韓金吾といふのは誰であるかは今のところ詳かにしない。

仲郢には珪・璧・玼の諸子がをり、珪と璧とは共に進士に及第しているが、兄の珪は不肖で家名を傷けるところがあつたとも傳へられる。兄弟の中で最も知られているのは玼で、彼は兩經に應じて及第せる上、更に書判拔萃科にも登り、右補闕等を経て嶺南節度副使に任ぜられたが、幾何もなくして廣州は黃巢の陥れるところとなり、身を以て脱れて長安に至つた。然るに長安もまた陥り、身には傷を負ふなど、つぶさに辛苦を嘗めつゝ行在に赴いて中書舍人に拜せられ、ついで御史大夫にまで進み、「直くして父の風あり」と稱せられたが、宦官の惡むところとなつて中央から遠ざけられるに至つた。即ち通鑑には次の如く見えている。

渝州の刺史柳玼を以て瀘州の刺史となす。柳氏は公綽より以來世に孝悌禮法を以て士大夫の宗とする所となる。玼、御史大夫たる時、上以て相となさんと欲す。宦官之を惡む。故に久しく外に謫せらる（卷二五九、昭宗景福二年二月の條）

この玼の名を後世に有名ならしめているものは實にその家訓によつてである。兩唐書の彼の傳にはそれが引かれてい

て、よく人の知るところであるが、その内容及び形式には兩唐書の間に多少の差異が見られる。そこで全唐文は、唐書のそれを「戒子孫」なる表題の下に、また舊唐書のそれは「家訓」と題して夫々収録している。今は煩を避けて要點だけを紹介するに止める。先づ「家訓」は冒頭に於て次の如く説いている。

夫れ門第高き者は畏る可くして恃む可からざるなり。畏るべきものは身を立て己を行ひ、一事も先訓を墜すことあらば、則ち罪他人よりも大なり。生きて以て名位を苟取すと雖も、死しては何を以てか祖先に地下に見えんや。恃むべからざるものは、門高ければ則ち自ら驕り、族盛なれば則ち人の嫉む所となる。實藝懿行は人未だ必ずしも信ぜず、織瑕微累は十手争つて指す。所以に世胄承くる者は己を修むること懇ならざるを得ず、學をなすこと堅からざるを得ず。

膏梁の子弟の基本的な心構へを説いたこの一段は全篇の骨子とみるべきもので、その餘は更に具體的に修身治家の道を訓へているに過ぎない。その中で彼は「予幼にして先訓の家法を講論するを聞きしが、身を立つるには孝悌を以て基となし、恭黙を以て本となし、畏怯を以て務となし、勤儉を以て法となせり」と述べているが、つまるところそれは儒教の諸々の徳目の實踐を要求しているに過ぎない。

「戒子孫」の文も前半は「家訓」と大同小異であるが、後半に於て少しく體裁を異にし、一々實例を擧げて教訓を垂れたる後、次の如く結んでいる。

夫れ名門右族は祖考の忠孝勤儉によつて以て之を成立せざるはなく、子孫の頑率奢傲によつて以て之を覆墜せざるはなし。成立の難きことは天に昇るが如く、覆墜の易きことは毛を燎くが如し。余が家はもと學識禮法を以て士林に稱

せらる。比諸家の吉凶の禮制に於て疑ひある者は多く正をこれに取るを見る。喪亂以來、門祚衰落し、基構の重は後生に屬せり。夫れ道を行う人は徳行文學を以て根株となし、正直剛毅を柯葉となす。根ありて葉なきは或は時を俟つべし。葉ありとも根なくんば膏雨も活かす能はず。孝慈・友悌・忠信・篤行に至りては乃ち食の醯醬なり。一日として無かるべけんや。

右のうちで我々の注目すべき點が二つある。それは柳氏が世々禮法の名家として自他共に許す家柄であつたといふこと、及び喪亂以來柳氏も門祚が衰落して最早昔日の如くではなくなつてをたつたといふことである。この二つの點は私の議論に有力な論據を提供してくれるものである。私の議論を展開する前に北夢瑣言の中から玘に關する逸話を一つ紹介して置きたい。それは次の如きものである。

僕嘗て柳氏の訓序を覽、其の家法を見るに整肅にして乃ち士流の最たり。柳玘出だされて郡に官たりしが、牽復せらるゝに及び、沿路にて疾に染り東川の通泉縣に至りて醫を求む。幕中に昆弟あり、之を省ぬ。亞臺、面を廻して且つ云ふ、識らずと。家人曰ふ、是れ某院の郎君なりと。堅く識らずと云ひ、尊旨を諭すなし。やゝ久しくして老僕これを肘かりオシハ（いふ）郎君の幞頭脚に非ざるを得んや。因より怪しまれしは宜なりウツ。たゞ之を垂らして入らば必ず阻まれざらんと。郎君翹々の尾を垂下せしに果して接して之を撫せり。其の純厚なること皆この類なり。（中略）瀘州郡に柳大夫造るところの公廨の家具あり、皆牢實麤重なり。傳へて數政に及べりしが、今に於て存するや否やを知るなし。右の文から察するに、苟もこと禮法に關するとなると彼は頑固と言つていゝ位のやかまし屋であつたらしく思はれる。しかも彼のこの様な嚴格な禮法遵守の態度の根底には強い意志的なものがひそんでいるのが感ぜられてならない。

柳氏以外に滎陽の鄭氏も禮法を以て名を得ていた。白居易の唐河南元府君(元寬)夫人滎陽鄭氏墓誌銘に  
天下に五甲姓あり、滎陽の鄭氏その一に居る。……凡そ中外、吉凶の禮に疑議ある者は皆夫人に質す。夫人従ひて之  
を酌みわけ禮に中らざるなし。其の明達かくの如き者あり

と記されているのや、鄭氏書儀の著者鄭餘慶の兒孫が「深く士風あり、中朝の禮法は鄭氏を以て甲となす」(冊府元龜卷七  
九四)と稱せられているなどはその例證と言ひ得る。

(五)

さきにも述べた如く、唐代に於ける家法關係記事の殆んどが安史の亂以後に屬するとするならば、それは一體何故で  
あるかを考へてみる必要があらう。

安史の亂が唐の政治・經濟・社會の各般にわたつて極めて大きな影響を及ぼしていることは改めて贅言するまでもな  
からう。劉禹錫は安史の大亂に際會して「族を擧つて東遷し患難を避」けたとその自傳の中に記しているが、當時戰禍  
を避けて江淮や四川などに遁れた者は夥しい數に上つたに相違ないと想像される。この動亂による農村の荒廢の狀は杜  
甫の「無家別」だの、元結の「春陵行」だのによつてよく人の知るところであり洛陽近邊一帶の地が戰火を経て荒涼た  
る情景を呈していた様は舊唐書の郭子儀傳や劉晏傳などに描き出されている。韓休の兒孫七人が一時に賊手に斃れたの  
は長安陷落後間もない時のことであつて、同様の事例は他にも尠くなかつたであらうと推察される。

干邵の「河南干氏家譜後序」によれば



天寶の末に幽寇叛亂してより今に咱オホんで三十七年。頃中原守りを失ふに屬し、族類難を逃れ、南して吳越に馳せざれば則ち北して沙朔に走り、或は溝壑に轉死するも其れ誰か與り知らん。或は兵禍縱横なるに因り魂を吊せんとするも所なく、或は道路阻塞して我が歸るにまかせず、或は田園淹没して廻顧すべきなし。舊譜散落して餘すなき所以なり。

(全唐文卷四二八)

と、打續く兵亂に一族は離散し、舊譜はすべて失はれるに至つたことが述べられている。しかも同様の事態は諸方に發生したらしく、例の唐書高儉傳の贊にも

中葉に至り風教また薄れ、譜録はすべて廢る。公には常産の拘なく、士は舊德の傳を亡ひ、李は悉く隴西より出づと言ひ、劉は悉く彭城より出づと言ふ。悠々たる世祚ついに考按すべきなく、冠冕と皂隸と混じて一區となる。太息すべきかな。

とある様に、家門を誇る世族にとつてこれはまことに大きな災厄であつたと言はざるを得ない。自稱士族が横行して眞偽を辨じ難くなつたといふのは、士族の仲間からは「近世の新族」を以て目されていた新興官僚貴族が社會の混亂に乗じて系譜を詐り士族を稱するに至つたからに他ならない。

亂後の社會に於ける注目すべき事象として世風の頽廢といふことが挙げられる。それは世人の風尙や禮制の上にも判つきりと現はれてをり、唐の文化一般が開元天寶年間を頂點として爛熟から頽廢への道を辿つたのと全くその軌を一にしている。開元二十三年の進士で大曆の初年に歿したかの李華の「外孫崔氏の二孩に與うる書」(全唐文卷三一五)といふのを讀むとこの間の消息がはつきりと窺はれる。

吾が小時には、猶ほ長を省するに幼は毎日兩時櫛盥して尊行を起居せり。三時食に侍し、飲食訖りて後敢えて食ひしも猶ほ禮の如くならざるを責めぬ。今は諸子日出づるまで高眠し、争ひて盤器を覽る。何ぞ曾て此の儀あらん。歎息をなすべし。世教かくの如くんば何ぞ亂れざるを得んや。……又婦人將に嫁せんとするや三月公宮に教ゆ、祖廟すでに毀るゝときは宗室に教ゆ。嫁すれば則ち廟に見え、廟に見えざる者は婦となすを得ず。今この禮凌夷して人苟且に従う。婦人は丈夫よりも尊く、羣陰は太陽を制せり。世教の淪替一にこゝに至れるは墮涙をなすべし。汝らまさに詩・禮・論語・孝經を讀むべし、これ最も要となす。吾が小時に南市の帽行に貂帽多くして帷帽少きを見たり。當時舊人は已に風俗を歎ぜり。中年西京の帽行に至りしに乃ち帷帽なく、貂帽も亦なし。男子は衫袖もて鼻を蒙ひ、婦人は領巾もて頭を覆へり。さきには帷帽褻離あれば必ず瓦石の及ぶ所となりしに、此れは乃ち婦人は丈夫の象をなし、丈夫は婦人の飾をなすなり。之を顛へし之を倒さまにすることこれより甚しきはなし。類に觸れて長ずるもの言ふに勝るべからず。一端を擧げて汝の耳に告ぐるのみ。幼少にして訓誡に遵はずと謂ふなかれ。見る所、聞く所、風俗を頹れり。故に舊事を申明せんとするも一々なる能はざるなり。

李華の説くところは余りにも傳統主義的な嫌ひがあり、禮教の頹廢を痛嘆せる邊りは老いの繰言を聞く感もないではないが、風俗の變遷について語つてゐるところは舊唐書輿服志の記載ともよく符合して唐代の風俗史研究史料としては尊重すべきものと思ふ。これが書かれた正確な年代は知り得ないけれども、文中に帷帽も貂帽も行はれなくなつたとあるところからみて尠くとも天寶中期以後のものとして認められる。

「世教の淪替」はまことに慨嘆に堪えないものがあると彼は書いているが、それは民間にだけ見られた現象ではなく、

朝廷の禮制にも認められたのである。そのことは那波利貞博士<sup>⑦</sup>の夙に指摘してをられるところであつて、博士の高見に従へば、民間に於ける通俗禮法の盛行が朝廷の禮制にまで影響して古式を廢らしめるに至つたものである。その顯著な一例として陵祭が擧げられる。韓愈に「豐陵行」と題する一詩があつてその中で彼は

設<sup>ケ</sup>官置<sup>レ</sup>衛鎖<sup>ニ</sup>嬪妓<sup>一</sup> 供養朝夕象<sup>ニ</sup>平居<sup>一</sup>

臣聞<sup>ク</sup>神道尙<sup>ニ</sup>清淨<sup>一</sup> 三代舊制存<sup>ニ</sup>諸書<sup>一</sup>

墓藏廟祭不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>亂<sup>ル</sup> 欲<sup>レ</sup>言非<sup>レ</sup>職知何如<sup>一</sup>

と、本來全くその意義を異にせる廟と墓の兩者を朝廷の禮官までが混同して怪しまないまでに禮に對する感覺が鈍つて了つてゐるのを嘆いてゐるのである。

唐の中期以後、陵墓に宮女を配して洒掃の用に備へしめたことは薛調の小説「劉無双傳」にも見えてをり、白樂天の新樂府の中にも「陵園妾」と題する次の詩が見出される。

陵園妾、顔色如<sup>レ</sup>花、命如<sup>レ</sup>葉、命如<sup>レ</sup>葉薄、將奈何<sup>一</sup> 一奉<sup>ニ</sup>寢宮<sup>一</sup>、年月多<sup>シ</sup>、憶昔宮中被<sup>ニ</sup>妬猜<sup>一</sup>、因<sup>レ</sup>讒得<sup>レ</sup>罪配<sup>レ</sup>陵來、

山宮一閉無<sup>ニ</sup>開日<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>死此身不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>出<sup>一</sup>……

罪なくして陵園に配せられて味氣ない奉仕の生涯を送らしめられている一宮女の口を借りて身の薄倖を啣たしめてゐるのである。

古禮制では陵祭・墓祭はこれを行はないのが法であるに關らず、當時これが上下を通じて盛んに行はれてゐたのは、禮の本義がすでに忘却されてゐたことを物語るものである。

舊唐書の馬璘傳に「安史の大亂の後に及び法度墮弛し、内臣戎帥は競うて奢豪を務め、亭館第舍は力窮りて乃ち止む。時に木妖と謂ふ」と記している如く、亂後に於ける綱紀の弛廢は實に甚しいものがあつた。而して禮制の紊亂はこの綱紀の弛緩と並行して認められる現象であつて、軍閥や宦官が権力を掌握するに及んでその風潮は益々助成されて行つたのである。

公儀に於ける禮制無視の實例をもう一つだけ挙げさせて頂きたい。通鑑の卷二三五によると

光祿少卿同正張茂宗は茂略の弟なり。義章公主に尙せんことを許す。未だ昏を成さざるに茂宗の母卒す。遺表して嘉禮を終らんと請う。上、之を許す。秋八月癸酉、茂宗を左衛將軍同正に起復す。左拾遺義興の蔡父上疏して諫めていはく、兵革の急なるや、古は墨衰して事に從ふ者あり。未だ駙馬の起復して主に尙するを聞かざるなりと。上、中使を遣して之を諭せども止めず。乃ち特に延英に召對し、謂つて曰く、人間、吉を借りて昏を成す者多し、卿何ぞ此を執るの堅きやと。對へて曰く、昏姻喪紀は人の大倫なり。吉凶、瀆す可からざるなり。委巷の家、禮教を知らず、其の女、孤貧にして恃みなく、或は吉を借りて人に從ふあり。未だ男子の吉を借りて婦を娶る者を聞かざるなりと。太常博士韋彤・裴堪また上疏して諫む。上悦ばず、命じて下嫁の期を趣し、辛巳婚を成す、(貞元十三年六月)と天子德宗が強引に臣僚の諫止を押切つて禮制に悖つた婚禮を敢えて成したのである。

### (六)

以上述べ來つたところを讀まれる間に恐らく次のことに氣附かれたことであらう。それは當時家法を以て知られてい

た士族は概ね禮法の名家たるの名聲をも博していたといふ事實である。これは甚だ當然至極のことであつて何ら異とするに足りないわけであるが、それら士族の家法なるものゝ内容を諸書の記載に基いて考へるに、その實質は禮法の遵守といふことに盡きるのではないかと思はれるばかりに彼らの間では禮法が尊重されている。極言すれば、或は家法即禮法といふ式も成立し得るのではないかと考へられる程である。

ところで、我々はさきにみた柳玘の家訓に「喪亂以來門祚衰落し基構の重は後生に屬せり」とある他、李華の「表弟盧復に與ふる書」にも

喪亂以來、時多く苟且にして松貞玉粹も亦頹流に變ぜり。……外家は隆替せること稍久し。弟それ之を勉めよとあるところなどから、亂後士族の間に非常に危機感が昂つてきているのを見逃してはならない。柳玘の家訓の中でも家門の維持といふことが緊急事とされているのをみてもこの間の事情は自ら了解せられるであらう。

當時の士族の中にも李日知の子伊衡の如く、父の死後「妾を以て妻となす。家風替れり」(唐書一一六)と非難されているものもあり、また自ら「十年一たび覺む揚州の夢、羸ち得たり青樓薄倖の名」などと詠じて奔放な生活を送つていた杜牧の如きものもないではなかつた。もつとも陳寅恪氏<sup>⑧</sup>に言はせると、杜牧の曾祖父希望は邊將から進用されたもので、決して由緒正しい名流とは言へないとのことである。これに反して家柄を誇り傳統的士族意識の下に、ひたすら家門の維持挽回を志していた世族の間に見られる叙上の如き禮法の遵奉實踐は、これを墮勢の然らしめるところと見るべきであらうか。私には決してさうだとは思へない。否寧ろ私はそこに強い意志の存在を認めんとするものである。彼らの日常生活にみられたあのリゴリズムは、反俗精神の現れとまでは言ひ得ないまでも少くともそれは新興官僚貴族や

宦官や軍閥に對する強烈な對抗意識に支へられていたものであることだけは確であると信ずる。

要するに禮制の紊亂、禮法の頽廢といふ現象は一般に時代の轉換期に起り勝のものであることは改めて言ふまでもないが、時恰も古い社會機構が崩れて新しい社會が形成されんとしつゝあつた一つの過渡期に當るこの時期にそれが顯著に認められたのは決して偶然ではなかつた。

唐朝の成立後、世族の多くは官僚となつて唐朝政府に仕へた。しかも彼らの中には李日知や張嘉定や高郢などの様に滔々たる蓄財の風潮や莊園熱を他處に清廉主義を貫いた人達のいたことが知られている。また必ずしもさうした信念から家産を經營するのを潔しとしなかつた譯ではないが左様な事柄は甚だ不得意な斜陽族も鮮くはなかつたことと思はれるが、今は經濟的な面についての考察は抜きにして専ら家法の問題を通して士族意識の構造を探つてみようと思つたに過ぎない。

唐書の宰相世系表の序に

唐、國を爲すこと久しく傳世多し、而して諸臣も亦各々その家法を修め、務めて門族を以て其の材を相高くす。賢子孫その世徳を殞さず、或は父子相繼ぎて相位に居り、或は數世を累ねて屢々顯れ、或は唐の世を終るまで絶えず。嗚呼其れまた盛なるかな

と言つてゐるのは、當時士族の間に家法意識が大いに昂揚してをつたといふ意味では確かに肯繫に當つてゐると考へる。

注

- ① 周書三五。北史四四。
- ② 「唐代の貴人に就いての一考察」(史林第十九卷三號)
- ③ 日本學士院紀要第十卷三號
- ④ 唐文粹卷七七
- ⑤ 古今圖書集成明倫彙編家範典第五卷
- ⑥ 全唐文卷六一〇 子劉子自傳
- ⑦ 隋唐五代宋社會史 一五六—一九七頁(支那社會史 白楊社)
- ⑧ 唐代政治史述論稿 六八頁

前 號 正 誤 表 (一)

頁	段	行	誤	正
二〇	下	2	牛健部	牛(健)部
二二	上	4	講演學	講演集
二三	下	11	殉教團	殉教圖
〃	下	13	和蘭夜話(削除)	
二六	上	20	チ・ング	チ、ング
二九	上	8	昭和二十七年と二十八年の記事が前後して いる。	

唐代士族の家法について(竹田龍兒)

頁	段	行	誤	正
四二		11	傳えるところであ るが。やはり	傳えるところである が。やはり
五九		13	Kalmückische	Kalmückisches
〃		14	Primitive Cultur	Primitive Kultur
六〇		1	Ancient china	Ancient China
〃		4	chinese	Chinese
六三		15	(本文三九頁参照)	(本文四一頁参照)

(一〇五) 一〇五